

農業振興地域整備基本方針の変更について

農業経営課

1 農業振興地域整備基本方針の概要

「農業振興地域の整備に関する法律」は、農業の振興を図るべき地域を明らかにし、土地の農業上の有効利用と農業の近代化のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として制定されている。同法で国は「農用地等の確保等に関する基本指針」を定めるとされ、その基本指針に基づき県が「農業振興地域整備基本方針」等を作成することとされている。

○国 農用地等の確保等に関する基本指針（以下「国基本指針」）の策定

- ・国における確保すべき農用地区域内農地の面積目標、県の面積目標の設定基準を定める。

○県 農業振興地域整備基本方針（以下「県基本方針」）の策定〈農業振興地域の指定〉

- ・国基本指針に基づき、県の農用地区域内の農地の面積目標を定める。
- ・農用地区域の設定対象となる、農業振興地域の範囲・規模を定める。

○市町村 農業振興地域整備計画（以下「整備計画」）の策定〈農用地区域の設定〉

- ・農業振興地域内の優良農地を農用地区域に設定し、計画的に農業振興施策を推進する。

2 本県の基本方針の変更

（1）概要

国基本指針が、令和7年6月27日に変更されたことから、現在、県において、県基本方針の変更作業を実施している。

県基本方針では、現行の農用地区域内農地の面積目標を見直し、令和17年時点での新たな面積目標を設定する。

（2）時期

国基本指針変更後、遅滞なく（おおむね6ヶ月以内）県基本方針を変更することとされている。

現在、国と事前調整中であり、令和7年度内の変更を目指している。

（3）スケジュール

	国	県
R7.6月	国基本指針の公表	
～12月		国との協議
R8.1月		面積目標等の市町村への照会
2月		農政審議会委員への意見照会（文書） 市町村へ意見照会 農林水産大臣への協議
3月		県報にて公表